# ID:　103

## 担当部署:　企画財政課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 特別の設備等の許可 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町水木地区ふるさと公園設置及び管理に関する条例　第5条第1項 |
| **例規番号** | 平成17年条例第94号 |
| 【根拠条文】(造作等の制限)第5条　受託者は、公園において特別の設備をし、又は造作等を加えようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。2　受託者は、委託期間が終了したときは、前条の規定による設備又は造作等を撤去し、公園を原状に回復しなければならない。【基準】根拠条文に同じ。 |
| **標準処理期間** | 5日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |